

古商工発第301号  
令和6年9月6日

各位

古河市商工会  
会長 下村 宏幸  
古河市商工会建設業部会  
部会長 香取 松夫  
<公印省略>

「職長・安全衛生責任者教育」の開催について  
(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力をいただき、労働安全衛生法第60条及び労働安全衛生規則第40条に基づく「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」(平成18年4月の労働安全衛生法改正による「リスクアセスメント」が追加された講習)を実施いたします。

労働安全衛生法において、新たに職長の職務に就く者に対しては、作業員を直接指導、監督の方法等の安全又は衛生のための教育を行わなければならないこととなっており、実際の建設現場においても、職長が安全衛生責任者を兼務することが多く見られる状況がありますので、この機会をぜひご活用いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

- ①建設業において、新たに職長の職務に就くことになる者  
(現場監督・班長等で労働者を直接指揮監督する職務に従事する者)
- ②建設業において、職長教育を修了した者で安全衛生責任者教育が未受講の者

2. 開催日及び会場

開催日	令和6年12月5日(木)～12月6日(金)の2日間
会場	古河市商工会三和事務所(茨城県古河市仁連2053-1)

3. 講習科目及び時間割

	科目	講習時間
1日目	オリエンテーション(8:30～)	(10分)
	職長・安全衛生責任者の役割	(1時間)
	作業員に対する指導及び教育の方法	(1時間)
	危険性又は有害性の調査等と低減措置等	(5時間)
2日目	職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル	(3時間50分)
	関心の保持と創意工夫を引き出す方法	(1時間10分)
	異常時、災害発生時における措置	(2時間)
	修了証交付	(合計 14時間)

※開始時間が8:30となりますので、8:20までには受付を済ませて下さい。

4. 受講料 (会 員) 13,400円 (受講料 9,900円 テキスト代3,500円)  
(非会員) 14,500円 (受講料11,000円 テキスト代3,500円)

5. 定員 40名

※受講希望者が定員になり次第締め切ります。

※受講者が10名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。

6. 受講申込み方法

下記①～③をご準備いただき、古河市商工会総和事務所／三和事務所までお申し込みください。

① 受講料

② 受講申込書 (商工会窓口配布又は商工会HPよりダウンロード)

※商工会 HP URL : <http://www.kogasyo.or.jp/>

③ 証明写真計1枚 (申込書に貼付)

〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの

<講習会当日、会場へ持参するもの>

・筆記用具 (鉛筆・消しゴム)

・本人確認書類の写し

運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート

※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

7. 注意事項

・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応 (理解、読み書き等) できる方が対象です。

・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。

・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推奨します。

8. 修了証の交付

全科目修了者には「職長・安全衛生責任者教育」修了証を即日交付します。

9. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田

〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9 TEL 0280-92-4500

(注) 収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

10. その他

① 受講票、テキストは講習当日に会場にてお渡しします。

② 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。

③ 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。

④ 昼食は各自ご用意して下さい。

⑤ 講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ません。電源を切るかマナーモードにして下さい。

以上